

令和3年度(2021年年度)
越谷市地域密着型サービス事業者公募要項

令和3年7月

越谷市 地域共生部 介護保険課

1 公募の趣旨

本市では、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までを計画期間とする「第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下「第8期計画」という。)に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めることとしています。

本公募は、質の高いサービスの提供体制の確立を目指し、より良いサービスを提供できる事業者を適正かつ公平に選定するために行うものです。

2 公募概要

(1) サービス種別ごとの整備数

サービス種類 (注3)	(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護 [グループホーム]	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	看護小規模 多機能型 居宅介護
整備数	1施設	2施設(36床) (注1)	1施設	1施設
公募圏域	市内全域 (注2)			
整備予定年度	令和5年度末までにサービスの提供開始ができること			

(注1)同一法人が2施設のグループホームに申請することはできません。

(注2)公募圏域について、基本的には同一サービスのない又は少ない日常生活圏域(8ページ参照)に整備する計画、また、上記のサービスの組み合わせによる整備計画を高く評価します。

(注3)上記サービスと同一建物において、他のサービスを計画する場合は、事前にご相談ください。

(2)補助金

埼玉県で規定する「埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金」の活用により、市を通じて補助があります。ただし、予算の範囲内で補助します。

※埼玉県及び本市の財政状況により、交付されない場合があります。

3 応募要件

次のすべての要件を満たすこと。

- 応募時点で法人格を既に有していること。
- 介護保険法第78条の2第4項及び同法第115条の12第2項に該当しないこと。
- 法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は越谷市暴力団排除条例(平成25年条例第14号)第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 都市計画法、建築基準法、消防法、介護保険法、老人福祉法等の関係法令を遵守し、関係法令に基づく基準等を満たす計画であること。
- 法人税等を滞納していないこと。
- 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを行っている法人でないこと。

- 過去に所轄庁の監査等において法人運営・施設運営等に関して重大な問題等を起こしていないこと。
- 応募する法人自らが開設し、指定を受けるものであること。
- 計画地については、用地が確実に確保できるとともに、法令等に基づき必要な許認可等が得られる用地であること。
- 借地・借家の場合、所有者と十分な協議を行い、賃貸に関する基本的合意を得ていること。
- 住民説明会等を開催し、近隣住民に対し十分な説明をし、理解が得られていること。
- 施設建設、設備準備及び事業運営に必要な資金が十分にあり、長期継続して健全で安定したサービスの提供ができること。
- 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、意欲を有していること。
- 第8期計画期間中に整備ができること。

4 応募の手続き

(1) 応募の受付期間

本公募への申込みを希望する法人は、下記のとおり書類を提出してください。

受付期間	提出窓口
令和3年9月1日(水)～10月8日(金) (土曜・日曜・祝日を除く。) 8時30分から16時30分まで(時間厳守) ※予め電話で予約の上、ご来庁ください。 ※郵送、ファクス、電子メールによる書類の 提出は受け付けません。	越谷市 介護保険課 計画担当 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話 048-963-9305

(2) 提出部数

正本1部、副本12部の合計13部

※副本は、正本をコピーしたもので可

(3) 提出書類

次ページの【提出書類一覧】を参照してください。

書類の様式は、越谷市ホームページからダウンロードしてください。

「越谷市トップページ」⇒「暮らし・市政」⇒「福祉・保健医療」⇒「介護保険」
 ⇒「介護保険事業者指定・届出関係」⇒「施設整備」
 ⇒「令和3年度越谷市地域密着型サービスの公募について」

【提出書類一覧】

令和3年度越谷市地域密着型サービス事業者公募 提出書類一覧		
番号	提出書類	様式
0	提出書類一覧	本様式
A 事業計画に関する事項		
1	越谷市地域密着型サービス事業者公募申請書	様式1
2	地域密着型サービス 事業計画書	様式2
3	実施予定事業の事業所体制等（各サービス）	様式3
4	事業計画提案書	様式4
5	開設までのスケジュール（本募集月から開設まで）	
6	事業実施に関する誓約書	様式5
B 設置主体に関する事項		
7	法人の概要	様式6
8	法人登記簿謄本または登記事項証明書（申請日の3か月前までに発行されたもの）	
9	定款	
10	法人の代表者履歴書	様式7
11	既存施設及び事業の運営状況	様式8
12	決算書（直近2か年）	
13	納税証明書（国・都道府県・市町村）	
14	直近の所轄庁による指導・監査結果及び改善報告	
C 土地・建物に関する事項		
15	開設予定地の地図（広域図及び近隣図）	
16	土地公図	
17	現況の写真（※1）	
18	隣地地権者の同意状況書（※2）	
19	配置図・平面図・立面図（※3）	
20	各室面積表（壁芯・内法を記載）	
21	土地登記簿謄本または登記事項証明（申請日の3か月前までに発行されたもの）	
22	家屋登記簿謄本（既存建物の場合）	
ア 購入・譲渡・寄附の場合		
23	(1)土地（建物）売買・譲渡・寄附確約（契約）書（※4）	参考様式1
	【相手方関係書類】	
24	身分証明書	
25	印鑑登録証明書	
26	登記されていないことの証明書	
27	所有権移転登記確約書（※4）	

イ 貸与の場合		
28	(1)土地（建物）賃借権・地上権設定契約（確約）書（※4）	
	【相手方関係書類】	
29	身分証明書	
30	印鑑登録証明書	
31	登記されていないことの証明書	
32	賃借権・地上権設定登記確約書（※4）	
ウ 公有地の場合		
33	土地貸与契約（確約）書（※4）	
34	土地使用承諾（確約）書（※4）	
D 資金計画に関する事項		
35	設計監理業務見積書	
36	施設整備見積書（工事費等）	
37	開設準備見積書（備品購入費等）	
38	運営収支計画表（短期）	様式9
39	運営収支計画表（長期）	様式10
40	借入金償還計画表	様式11
41	預金残高証明書及び預金通帳の写し（直近3か月分）（融資証明書を含む）	
42	負債額自己申告書	様式12
43	寄附申込書	参考様式2
E その他		
44	職員確保のための手法	様式13
45	関係機関との協議（※5） <input type="checkbox"/> 水道・排水計画 <input type="checkbox"/> 農振除外、農地転用、開発許可、建築許可の見込み <input type="checkbox"/> 消防法 <input type="checkbox"/> 協力医療機関との協議状況 <input type="checkbox"/> 福祉医療機構・金融機関との協議状況 <input type="checkbox"/> 埋蔵文化財、通学路等の協議状況 <input type="checkbox"/> その他（住民説明会議事録等）	様式14

※1 付近の現況をカラー写真で数枚程度、A4版の台紙等に添付すること。

※2 道路、水路を隔てた地権者については、同意状況書の取得の範囲に含まれません。

※3 平面図は、少なくとも廊下幅や各部屋の寸法等がわかるものとする。

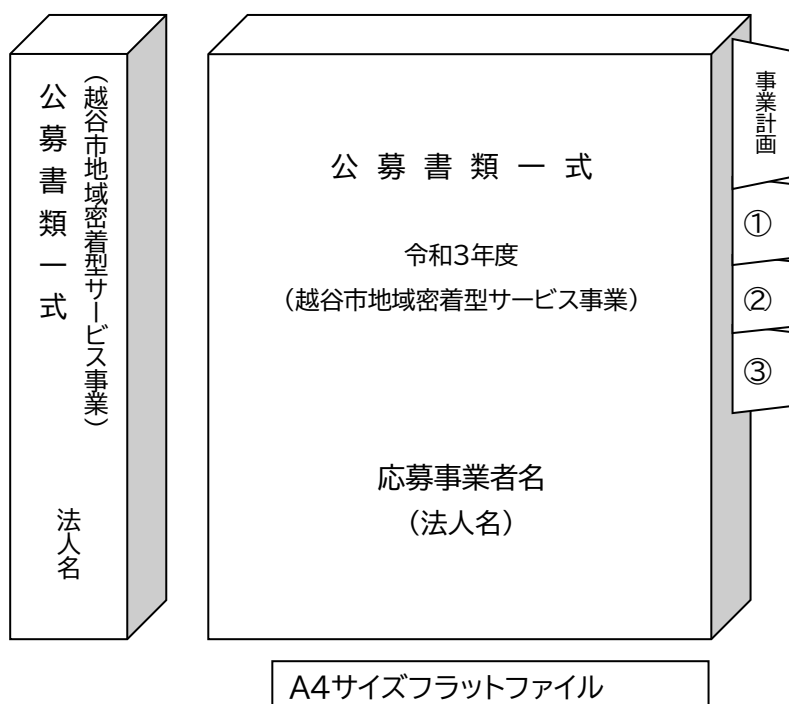
※4 契約の内容が確認できる予約契約書、覚書きでも可とする。

※5 既存建物を改修する場合等、該当がある場合のみ提出すること。

(4)作成上の注意

- 書類は原則としてA4サイズで作成し、黄色のフラットファイルに綴じてください。
- 図面はA3サイズで作成し、A4サイズに折った上で綴じてください。
- 書類名(略称可)が分かるように右端にインデックス(3・4ページ【提出書類一覧】に記載している番号もしくは書類内容を記入)を付してください。また、インデックスは書類に直接貼付せず、白紙にインデックスを貼付の上、綴じてください。

<提出書類の綴じ方の参考例>



5 選定方法

(1)書類審査

応募した法人(以下「応募者」という。)から提出された書類に基づき、書類審査を行います。

(2)ヒアリング審査

書類審査後、応募者の代表等から施設の運営方針等についてヒアリングを行い、事業に対する考え方を総合的に評価する審査を行います。

(3)地域密着型サービス運営部会による審査

越谷市介護保険運営協議会の委員で構成される地域密着型サービス運営部会に対し、選定に当たり意見を聴取します。

※応募者の同部会への出席は不要です。

(4)選定結果

選定結果については、応募者に対し文書で通知します。

選定結果に係る電話・文書等による問い合わせには応じません。なお、審査の結果、選定者なしとする場合もあります。

6 スケジュール

・質問受付	令和 3年 8月 2日(月)～ 8月31日(火)
・応募受付	令和 3年 9月 1日(水)～ 10月 8日(金)
・書類審査 ・ヒアリング審査 ・審査会 ・地域密着型サービス運営部会	10月～12月(予定) ※ヒアリングの日時については、後日、本市から連絡します。
・選定結果通知	令和4年 1月(予定)

7 留意事項

- ・応募者は、4-(3)の提出書類の提出をもって、本要項に記載されている応募要件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- ・提出書類に不足・不備がある場合は、受付できませんので注意してください。
※書類審査中に不足・不備が判明した場合も含まれます。
- ・書類の提出以降、事業者の都合による提出書類の変更は、原則、認められません。これは、選定以降も同様です。
- ・市が必要と判断した場合は、追加資料を求める場合があります。
- ・提出された提出書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、本市は応募者の公表等、必要な場合には提出書類等の内容を無償で使用できるものとします。
- ・書類の提出に係る一切の費用については、選定結果に関わらず、本市は一切負担しません。
- ・提出書類は、理由の如何を問わず、返却しません。
- ・次の①又は②に該当する場合、審査を行うことなく不適とします。
 - ① 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
 - ② 重要な事項(整備予定地、サービス種別、定員等)の変更があった場合
- ・応募を取り下げの場合は、速やかに応募申請取下書(任意様式)を本市に提出してください。
- ・選定は、介護保険法上の指定等を確約したものではありません。
- ・選定以降であっても、整備計画に重大な不備等があることが判明した場合には、当該選定を取り消します。
- ・地元自治会等に整備計画を説明し、又は関係機関等と協議する際には、これから選定があることを十分説明し、すでに決定した事業でないこと等、誤解を与えないよう十分注意してください。
- ・他の応募者の整備計画に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。

8 問合わせ先

令和3年8月31日まで、本要項に関してメールによる質問を受付けます。
ホームページ上の質問票をメールにて送付してください。後日、回答いたします。

※設計事務所やコンサルタント等からの質問には回答できません。

必ず応募する法人が行ってください。

※質問に対する回答は、個人情報に係る部分を除き、適宜ホームページに公開します。

越谷市 地域共生部 介護保険課 計画担当
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
電 話:048-963-9305
FAX:048-965-3289
Email:kaigo@city.koshigaya.lg.jp

越谷市日常生活圏域

地区名	住 所
桜井地区	大字大里、大字大泊、大字上間久里、大字下間久里、 千間台東1丁目～4丁目、大字平方、大字平方南町
新方地区	大字大杉、大字大松、大字大吉、大字北川崎、大字船渡、大字向畑、 弥栄町1丁目～4丁目、大字弥十郎
増林地区	大字中島、中島1丁目～3丁目、大字花田、花田1丁目～7丁目、 東越谷1丁目～4丁目・6丁目～10丁目、 大字増林、増林1丁目～3丁目、大字増森、増森1丁目～2丁目
大袋地区	大字大竹、大字大林、大字大房、大字大道、大字恩間、大字恩間新田、 大字三野宮、大字袋山、千間台西1丁目～6丁目
荻島地区	大字小曾川、大字北後谷、大字砂原、大字長島、大字野島、 大字西新井、大字南荻島、
出羽地区	大間野町1丁目～5丁目、七左町1丁目・4丁目～8丁目、新越谷2丁目、新 川町1丁目～2丁目、神明町1丁目～3丁目、宮本町1丁目～5丁目、谷中町 1丁目～4丁目
蒲生地区	大字蒲生、蒲生1丁目～4丁目、蒲生旭町、蒲生愛宕町、蒲生寿町、 蒲生西町1丁目～2丁目、蒲生東町、蒲生本町、蒲生南町、 瓦曾根1丁目～2丁目、登戸町、南越谷1丁目、南町1丁目～3丁目
川柳地区	伊原1丁目～2丁目、川柳町1丁目～6丁目、レイクタウン7丁目
大相模地区	東町1丁目～3丁目・5丁目、相模町1丁目～7丁目、 大成町1丁目～3丁目・6丁目～8丁目、大字西方、 西方1丁目～2丁目、流通団地1丁目～4丁目、 レイクタウン1丁目～6丁目・8丁目～9丁目
大沢地区	大沢、大沢1丁目～4丁目、東大沢1丁目～5丁目
北越谷地区	北越谷1丁目～5丁目
越ヶ谷地区	赤山本町、赤山町1丁目～2丁目、越ヶ谷、越ヶ谷1丁目～5丁目、 越ヶ谷本町、御殿町、中町、東越谷5丁目、宮前1丁目、柳町、弥生町
南越谷地区	赤山町3丁目～5丁目、蒲生茜町、瓦曾根3丁目、新越谷1丁目、 東柳田町、南越谷2丁目～5丁目、元柳田町

